

新型コロナウイルス感染症の影響に関連した支援策を抜粋して取りまとめましたのでご参考ください。

(ここに掲載の情報は4月8日時点のものです。今後変更の可能性もあります。)

また、経済産業省のホームページにも新型コロナウイルス感染症関連の支援策情報が掲載されています。

経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

## ●持続化給付金 **返済不要** ※令和2年度の補正予算の成立が前提、詳細な条件や申請方法は未定

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給

### <対象者>

- ①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等
- ②売上が50%以上減少(前年同月比)

### <給付額>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内

<問合せ先> 中小企業庁 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544

給与所得者  
以外は給付対象

## ●雇用調整助成金の特例措置 ※下線部は緊急対応期間(4/1～6/30)の特例措置、詳細は後日発表予定

### <対象者>

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主
- ②生産指数(売上高等) 1か月5%以上低下 など

### <用途・対象物>

休業手当、賃金等(労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成)

### <助成率>

大企業 2/3、中小企業 4/5 →解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小企業 9/10

<問合せ> 最寄りの都道府県労働局(岡山労働局 雇用環境・均等室 086-225-2017)

## ●小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

### <対象者>

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

### <支給額>

休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※8,330円を日額上限

### <適用日>

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇(令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定)

### <問合せ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120-60-3999

## ●体質改善資金融資（新型コロナウイルス関連）

- <対象>最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少、かつその後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少が見込まれる中小企業者等  
※岡山市中小企業体質改善資金融資における新型コロナウイルス関連の認定が必要
- <融資限度額> 5,000万円 <融資期間> 10年以内 <利率> 年1.31%
- <問合せ先>岡山市産業観光局商工観光部 産業振興・雇用促進課 086-803-1325  
詳細は岡山市ホームページ [http://www.city.okayama.jp/keizai/sangyou/sangyou\\_00629.html](http://www.city.okayama.jp/keizai/sangyou/sangyou_00629.html)

## ●危機対策資金（感染症関連／危機関連保証）

- <対象>（感染症関連）最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつその後の2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※市町村長からセーフティネット保証4号の認定が必要
- <対象>（危機関連保証）最近1か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少、かつその後の2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※市町村長の危機関連保証の認定が必要
- <融資限度額> 8,000万円 <融資期間> 10年以内 <利率>年1.15%以内
- <問合せ先>岡山県産業労働部 経営支援課 086-226-7361  
詳細は岡山県ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/331085.html>

## ●経済変動対策資金

- <対象>最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少、かつその後の2か月を含む3か月間の売上高等又は利益等の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者または組合
- <融資限度額> 8,000万円 <融資期間> 10年以内 <利率>年1.65%以内
- <問合せ先>岡山県産業労働部 経営支援課 086-226-7361  
詳細は岡山県ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-49259.html>

## ●経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

- <対象>最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少等、複数要件のいずれかに該当 等
- <融資限度額> 4,800万円～7億2,000万円 <融資期間> 8～15年以内 <利率>基準利率 年1.36～1.65%
- <問合せ先>日本政策金融公庫各支店（岡山支店 国民生活事業 086-225-0011 / 中小企業事業 086-222-7666）

## ●新型コロナウイルス感染症特別貸付

- <対象>最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少等、複数要件のいずれかに該当 等
- <融資限度額> 6,000万円～3億円 <融資期間> 15～20年以内 <利率>基準利率 年1.36～1.65%
- ※要件によっては実質無利子（特別利子補給制度）
- <問合せ先>日本政策金融公庫各支店（岡山支店 国民生活事業 086-225-0011 / 中小企業事業 086-222-7666）  
詳細は日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

## ●福祉貸付事業（経営資金）／医療貸付事業（長期運転資金）

- <対象>当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者で事業の継続に支障のある方
- <融資限度額> 4,000万円～限度額なし（施設、貸付事業により異なる） <融資期間> 10年以内
- <利率> 0.2%（融資額により無利子期間の設定あり）
- <問合せ先>独立行政法人福祉医療機構（大阪支店 福祉審査課 06-6252-0216 / 医療審査課 06-6252-0219）  
詳細は独立行政法人福祉医療機構ホームページ [https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)